

農家レストランの開業を希望される方へ



@岡山県「ももっち・うらっち」

○農家レストランとは？

農業を営む者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

(農林水産省HP「農林業センサスの概要」用語の説明、用語の解説(農林業経営体調査)から引用)

○開業にあたっては、各種手続や許可等が必要です。

開業チェックシート(関係法令・主な手続)

関係法令	チェック欄	必要手続・書類等	相談窓口・許認可等申請先
農業振興地域の整備に関する法律	<input type="checkbox"/> 農地に設置する場合であって、当該農地が農業用地区域内である(農地への敷地拡張を含む)	農家レストランが一定の要件を満たした上で、農業用施設用地としての用途区分の変更を行う必要があります。	各市町村農地担当部署
農地法	<input type="checkbox"/> 農地に設置する(農地への敷地拡張を含む)	「農地転用許可」が必要です。	各市町村農業委員会又は農地担当部署
都市計画法	<input type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する開発行為(建築物の建築等を目的とした造成等)を行う <input type="checkbox"/> 市街化区域内で1,000㎡以上 <input type="checkbox"/> 非線引き都市計画区域又は準都市計画区域内で3,000㎡以上(笠岡市は1,000㎡以上) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外で1ha以上	開発許可が必要です。	岡山市・倉敷市・玉野市・笠岡市は各市の開発許可担当課、 その他は県庁土木部都市局建築指導課
	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域内で新築・増築・改築又は用途変更を行う	開発許可又は建築許可等が必要です。	
建築基準法	<input type="checkbox"/> 新築・増築・改築・移転を行う	「建築確認申請」が必要となる場合があります。	岡山市・倉敷市・津山市・玉野市・笠岡市・総社市・新見市は各市の建築確認の担当課、 その他は各県民局建設部管理課
	<input type="checkbox"/> 大規模の修繕・大規模の模様替を行う		
	<input type="checkbox"/> 飲食店に用途変更する		
消防法	<input type="checkbox"/> 飲食店を開業する	消防設備の設置が必要です。	各地域管轄の消防(局)本部・消防署
食品衛生法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する	「飲食店営業許可申請」が必要です。その際、厨房平面図や食品衛生責任者設置届出書などが必要です。 ※令和3年6月から、食品衛生申請等システムにより、インターネットを通じて営業許可申請が可能になります。	岡山市・倉敷市は各市保健所、 その他は各県民局健康福祉部(保健所衛生課)
水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 岡山県環境への負荷の低減に関する条例	<input type="checkbox"/> 厨房施設を設ける ※業態・地域により総床面積の規模要件があります	「特定施設設置届出」又は「特定施設設置許可申請」が必要です。	岡山市・倉敷市・新見市は各市の環境部署、 その他は各県民局地域政策部環境課
	<input type="checkbox"/> 201人槽以上の浄化槽を設置する	「特定施設設置届出」又は「特定施設設置許可申請」が必要です。	
土壌汚染対策法	<input type="checkbox"/> 3,000㎡以上の土地の形質変更をする	「一定の規模以上の土地の形質の変更届出」が必要です。	
浄化槽法	<input type="checkbox"/> 浄化槽を設置(又は構造変更)する	「浄化槽設置届出」(又は「浄化槽変更届出」)が必要です。ただし、建築確認申請時に必要書類を添付する場合は不要です。	岡山市・倉敷市は各市の環境部署、 その他は各県民局地域政策部環境課

※農家レストラン開業の際の各法律に関する主な手続や要件を記載しています。

詳しくは、それぞれの相談窓口等へお問い合わせください。

※自治体独自の条例などにより上記以外の許認可が必要な場合がありますので、事前に各市町村等へ相談してください。

○特に農振農用地に設置する場合について

農振農用地区域内に一定の要件を満たす農家レストランを設置する場合について

農家レストランを農振農用地区域内に設置することは、原則として認められていませんが、地域において生産した農産物を使用する等、一定の要件を満たす農家レストランについては、これを農業用施設と位置付け、農振農用地区域内での設置が可能となります。

農振農用地区域内に設置可能な農家レストランの定義は、下記のとおり、農林業センサスの定義と異なるので注意してください。

詳しくは、各市町村の農地担当部署等へ御相談ください。

【農振農用地区域内において農家レストラン設置が認められるための主な要件】

- ◆農業又は養畜の業を営む者(法人含む)が設置・管理するものであること
 - ◆自己の生産する農畜産物等(※)及び自己の生産する農畜産物等加工品を主たる材料(重量又は金額ベースで過半使用)として調理されたものを提供するものであること
- ※農畜産物等：農業者自らの生産する農畜産物又は同一市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物
- ◆農業者等の居住・宿泊の用に供する建築物が併せて設置されていないこと
 - ◆原則として、調理のみを行う施設でないこと
 - ◆遊興飲食させる施設や深夜営業を常態とする施設等でないこと
 - ◆事前に、市町村の農業振興地域整備計画において農業用施設用地として用途区分の変更を行うこと ほか



【発行元】岡山県 農林水産部 農村振興課 中山間地域農業推進班
(〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL086-226-7442)



©岡山県「ももっち・うらっち」